

令和5年度
佐倉市地域ケア会議
実施報告書

佐倉市 福祉部 高齢者福祉課

令和7年1月

はじめに

「地域ケア会議」は平成27年4月から地域支援事業の包括的支援事業として制度化(介護保険法第 115 条の 48)されました。

佐倉市では、平成29年度から、試行的に協議体と地域ケア会議を兼ねた会議と、課題解決型の地域ケア個別会議に取り組み、令和2年8月から自立支援型「介護予防のための地域ケア個別会議」、令和3年度から「地域ケア圏域推進会議」、令和4年度から「地域ケア推進会議」を実施する体制となりました。

本市における地域ケア会議は、高齢者が尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して「したい暮らし」を続けることができるよう、医療、介護、地域活動、生活支援等の多職種や地域との連携により、個別事例の検討を重ね、個別課題を積み重ねることにより地域課題を把握し、その課題の分析と検討を通じて政策形成へつなげていくことを目指しています。また、関係者の理解と協力を得ながら進めることで、地域で顔の見える関係づくりの場として、地域包括ケアシステムの構築に向けた連携の強化が期待できます。

本報告書は、本市における地域ケア会議の実施状況や現状評価と課題、及び今後の取り組みを中心にまとめています。

目次

1. 地域ケア会議の目的.....	1
2. 地域ケア会議の機能.....	1
3. 地域ケア会議の体系.....	2
(1) 地域ケア個別会議.....	3
(2) 地域ケア圏域推進会議.....	11
(3) 地域ケア推進会議.....	16

1. 地域ケア会議の目的

地域ケア会議は、介護保険法第 115 条の 48 で規定された、高齢者の介護予防・自立支援のために行政機関・専門職・地域関係者により構成される、地域包括支援センターまたは市町村が開催する会議です。

本市の地域ケア会議は、第8期 佐倉市高齢者福祉・介護計画の基本目標である「可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る」の実現を目指し、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施、また、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的として実施しています。

2. 地域ケア会議の機能

地域ケア会議には下記の5つの機能があります。

【地域ケア会議の5つの機能】

1 個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
2 地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
3 地域課題の発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
4 地域づくり 資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
5 政策の形成	地域に必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していく機能

3. 地域ケア会議の体系

本市の地域ケア会議の体制は図1のとおりです。

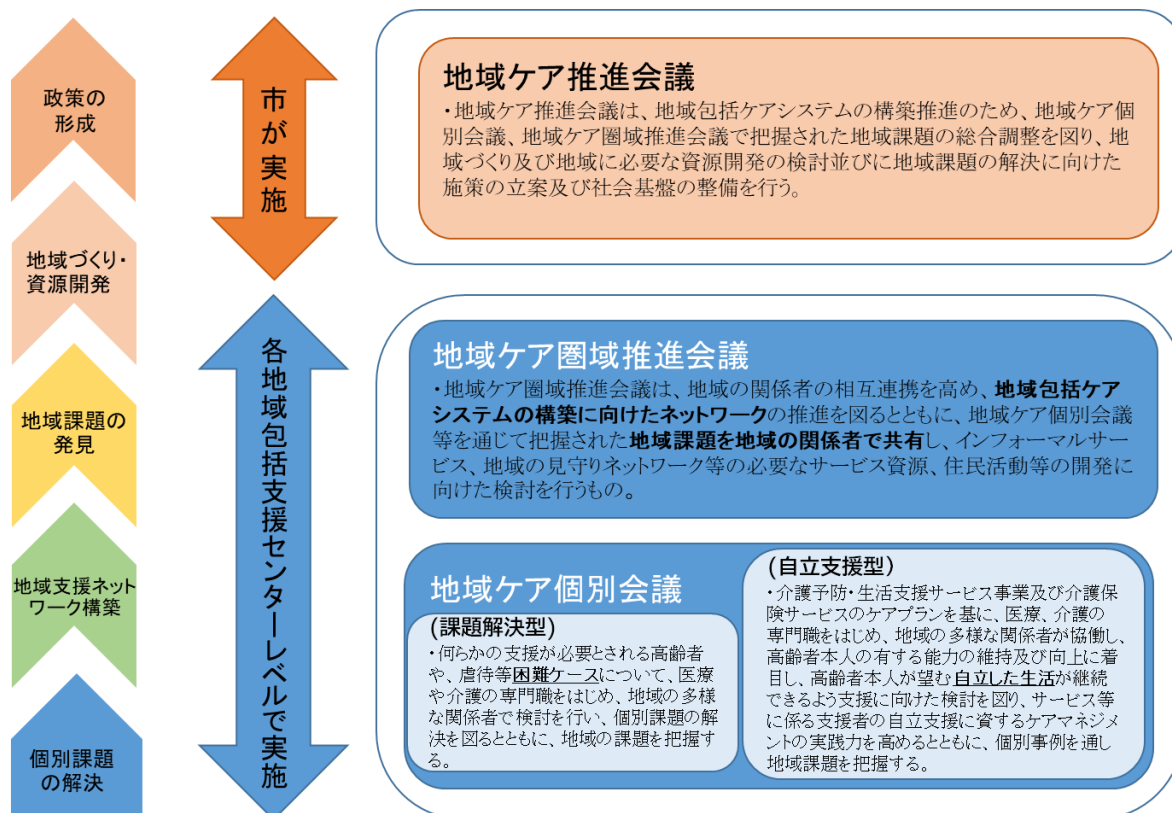


図1 佐倉市の地域ケア会議

地域包括支援センターが実施主体となる地域ケア会議（地域ケア個別会議、地域ケア圏域推進会議）と市が実施する地域ケア推進会議で構成されており、令和2年度より、自立支援・介護予防の観点から高齢者の生活の質（QOL）の向上を目指すことを目的とした、介護予防のための地域ケア個別会議（自立支援型地域ケア個別会議）が加わりました。

地域ケア会議は、各会議がそれぞれ有効的に実施され連動していくことで、個別課題の解決、地域支援ネットワークの構築、地域課題の発見を目指します。地域ケア個別会議において、個別事例を通して把握した地域課題は、地域ケア圏域推進会議において、地域の関係者間で共有し、サービスの開発、地域支援ネットワークの構築など、課題解決に向けた検討が行われます。また、地域課題がその圏域に留まらず、市全体の課題であった場合、地域ケア推進会議で検討を行い、地域資源開発や政策形成へ向けた取り組みを進めていきます。

(1) 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが実施します。会議は、処遇困難ケースを扱う課題解決型の会議と、自立支援・介護予防の観点から高齢者の生活の質(QOL)の向上を目指す、介護予防のための地域ケア個別会議(自立支援型)の2つに分かれています。

地域ケア個別会議は、主に医療、介護の専門職が参加し、必要時、民生・児童委員、自治会、介護予防リーダー、社会福祉法人等、地域の多様な関係者が協働し、実施されます。

a.実績

①地域ケア個別会議の実施状況

課題解決型については、処遇困難ケースの状況に応じて各地域包括支援センターの判断で開催するため、圏域ごとに実施回数にばらつきがみられます(表1-1)。

自立支援型については、ケアマネジャーの資質向上、地域課題の把握のため最小実施回数を定めているため、各圏域で同数の実施回数となっています(表1-2)。

表1-1 課題解決型(処遇困難ケース)

	志津 北部	志津 南部	臼井・ 千代田	佐倉	南部	計
R3	1	5	1	12	3	22
R4	2	4	7	11	2	26
R5	2	3	5	11	3	24

表1-2 自立支援型(介護予防のための地域ケア個別会議)

	志津 北部	志津 南部	臼井・ 千代田	佐倉	南部	市	計
R3	10	10	10	10	10	—	50
R4	10	10	10	10	10	—	50
R5	8	8	8	8	8	1	41

②地域ケア個別会議で抽出された地域課題

課題解決型(処遇困難ケース)で把握された課題について、令和5年度の会議では、「エ 介護力の低い家族との同居、8050 問題」や「ウ 認知症や精神疾患、その他疾病に対する理解」について多く抽出されました(表1-3)。

一方、自立支援型(介護予防のための地域ケア個別会議)では、令和5年度の会議では、「コ 高齢者の交通手段の課題」や「ア 認知症高齢者・独居高齢者の見守り体制」、「オ 通いの場・集いの場の不足」が多く抽出されました(表1-4)。

「ソ その他」では疾病の問題等、個人レベルの問題が多く、特に自立支援型の会議で挙がる課題は個別性が高くなっています。

令和3年度から令和5年度の課題を比較すると、課題解決型では「エ 介護力の低い家族との同居 8050問題」について毎年件数が多く、自立支援型では「オ 通いの場・集いの場の不足」、「コ 高齢者の交通手段の課題」が多く課題として挙がっています。

表1－3 課題解決型（処遇困難ケース）

課題の種別	件数		
	R3	R4	R5
ア 認知症高齢者・独居高齢者の見守り体制	4	10	5
イ 住民等による組織的な支援体制の不足	1	0	2
ウ 認知症や精神疾患、その他疾病に対する理解	0	4	7
エ 介護力の低い家族との同居、8050 問題	5	8	8
オ 通いの場・集いの場の不足	0	0	0
カ 高齢者世帯(老々介護・認々介護等)	0	2	0
キ 身元保証・財産管理・生活困窮者など近隣住民の互助では解決しがたい課題	9	3	3
ク 身寄りのない高齢者	3	3	3
ケ 外出困難、買い物困難、受診困難	3	2	2
コ 高齢者の交通手段の課題	1	0	0
サ 災害時の個人情報共有	0	0	0
シ 商業施設、病院、薬局、介護事業所等が少ない地域	0	0	0
ス サービス・社会資源の地域差	0	3	1
セ 社会資源の情報普及不足	1	0	0
ソ 医療・介護・地域の連携	3	4	2
タ その他	6	1	6

※ひとつの事例に複数の課題がある場合には複数カウント

表１－４ 自立支援型（介護予防のための地域ケア個別会議）

課題の種別	件数		
	R3	R4	R5
ア 認知症高齢者・独居高齢者の見守り体制	5	0	6
イ 住民等による組織的な支援体制の不足	2	5	2
ウ 認知症や精神疾患、その他疾病に対する理解	3	4	2
エ 介護力の低い家族との同居、8050 問題	0	0	0
オ 通いの場・集いの場の不足	12	18	6
カ 高齢者世帯(老々介護・認々介護等)	1	0	0
キ 身元保証・財産管理・生活困窮者など近隣住民の互助では解決しがたい課題	0	0	0
ク 身寄りのない高齢者	0	0	0
ケ 外出困難、買い物困難、受診困難	5	3	6
コ 高齢者の交通手段の課題	9	13	16
サ 災害時の個人情報共有	1	0	2
シ 商業施設、病院、薬局、介護事業所等が少ない地域	2	0	0
ス サービス・社会資源の地域差	1	5	5
セ 社会資源の情報普及不足	1	6	0
ソ 医療・介護・地域の連携	6	7	0
タ その他	11	9	14

※ひとつの事例に複数の課題がある場合には複数カウント

③会議参加者へのアンケート結果（介護予防のための地域ケア個別会議）

ケアマネジャー向けアンケートでは、会議に参加することで問2－3「多職種との連携の必要性」、問2－4「介護保険以外の社会資源の必要性」、その他会議の運営方法に関する問3－6、3－7、3－8の内容で高評価となっており、問2－5「社会資源の不足や連携の困難さなど、地域課題の把握」に関して低い評価でした（表1－5）。

助言者向けアンケートから「多職種との連携の必要性」が高く、問1－3、1－4、1－5の助言内容に関する項目で低評価でした（表1－6）。

表1－5 ケアマネジャー向け（4段階評価、低評価1→高評価4）

問１．本日検討した事例についてお伺いします					
	１．本人の尊厳を保持したその人らしい暮らしがイメージできましたか	２．その人らしい暮らしを阻害している課題が把握できましたか	３．その人らしい暮らしを阻害している課題への対応方法が理解できましたか	４．本人の自立への意欲を高めるために、どのように働きかければよいか理解できましたか	５．本日の決定事項をどのように本人に提案すればよいか理解できましたか
平均	3.6	3.5	3.6	3.6	3.6
問２．会議に参加したことによる変化についてお伺いします					
１．アセスメントの視点に変化はありましたか	２．目標設定の視点に変化はありましたか	３．多職種との連携の必要性は感じましたか	４．介護保険以外の社会資源の必要性は感じましたか	５．社会資源の不足や連携の困難さなど、地域の課題を把握できましたか	
3.5	3.4	3.7	3.7	3.3	
問３．本日の地域ケア個別会議についてお伺いします					
１．参加した専門職の職種は適切であった	２．レイアウト(机・椅子の位置や席順等)は議論するのに適切であった	３．時間配分は適切であった	４．使用様式は理解しやすかった	５．ホワイトボードの記述がわかりやすかった	６．参加者誰もが発言しやすい雰囲気だった
3.7	3.7	3.7	3.6	3.7	3.8
７．専門職等が本人の状態・状況にあった具体的な方法を実行可能に提案していた	８．司会者が適切に議論を促進していた	９．多様な視点から建設的な検討ができていた	１０．他の専門職とのつながりができた	１１．佐倉市の自立支援の考え方について理解出来た	１２．この地域ケア会議にまた参加したいと思う
3.8	3.8	3.7	3.7	3.5	3.6

表1－6 助言者向け（4段階評価、低評価1→高評価4）

問 1．本日検討した事例についてお伺いします					
	1．本人の尊厳を保持したその人らしい暮らしがイメージできましたか	2．その人らしい暮らしを阻害している課題が把握できましたか	3．その人らしい暮らしを阻害している課題への具体的な対応方法を提案できましたか	4．本人の自立への意欲を高めるために、どのように働きかけができるか提案できましたか	5．指導や教育ではなく、事例提供者の気づきにつながるような助言ができましたか
平均	3.5	3.5	2.8	2.8	2.8
問 2．会議に参加したことによる変化についてお伺いします					
1．自立支援の考え方について変化はありましたか	2．多職種との連携の必要性は感じましたか	3．介護保険以外の社会資源の必要性は感じましたか	4．介護予防ケアマネジメントについて理解できましたか	5．社会資源の不足や連携の困難さなど、地域の課題を把握できましたか	
3.3	3.9	3.5	3.5	3.7	
問 3．本日の地域ケア個別会議についてお伺いします					
1．参加した専門職の職種は適切であった	2．レイアウト(机・椅子の位置や席順等)は議論するのに適切であった	3．時間配分は適切であった	4．使用様式は理解しやすかった	5．ホワイトボードの記述がわかりやすかった	6．参加者誰もが発言しやすい雰囲気だった
3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.8
7．専門職等が本人の状態・状況にあった具体的かつ実行可能な方法を提案していた	8．司会者が適切に議論を促進していた	9．多様な視点から建設的な検討ができていた	10．他の専門職とのつながりができた	11．佐倉市の自立支援の考え方について理解出来た	12．この地域ケア会議にまた参加したいと思う
3.8	3.8	3.7	3.6	3.6	3.7

④モニタリング

介護予防のための地域ケア個別会議では、初回会議の概ね 6 か月後にモニタリングを実施しています。

令和5年4月1日から令和6年3月31日時点で報告を受けている 38 件中、会議で受けた助言を実行した事例が 26 件、利用者に提案したが実行まで至らなかった事例が 11 件、提案等実行できなかった事例が1件という結果でした。

そのうち、助言を受けケアプランを変更した事例は4件でした。

⑤事例提供者の内訳

令和5年度の介護予防のための地域ケア個別会議で検討された41事例のうち、地域包括支援センターが担当する事例は9事例、それ以外の居宅介護支援事業所等が担当する事例は32事例となっていました(表1－7)。

表1－7 ケアマネジャーの事例提供数

	志津 北部	志津 南部	臼井・ 千代田	佐倉	南部	市	計	割合 (%)
地域包括支援センター	3	1	1	1	2	1	9	22
居宅介護支援事業所等	5	7	7	7	6	0	32	78

b.現状評価、課題と今後の取り組み

①個別課題の解決

令和4年度の自立支援型会議後参加者アンケート(ケアマネジャー向け)結果からの課題として、「佐倉市の自立支援の考え方について理解」について低評価であったことを受け、令和6年2月に自立支援に関する研修会を実施しました。50名の専門職が参加し、研修後アンケートでは、自立支援型マネジメント及び自立支援の考え方について、「よく理解している」「理解している」と回答した参加者の割合が、研修前では64.5%であったのに対し、研修後では82.8%と18.3%高く、研修を受けて自立支援の考え方について改めて確認する機会になりました。また、今年度のアンケートにおいても、令和4年度の3.3ポイントから3.5ポイントと0.2ポイント増加しており、研修の効果があったと考えられます。(表1-5、問3-11)

モニタリングの結果から、把握された個別課題に対して会議で得られた助言内容を実践できた事例は68.4%、そのうちケアプランの変更に至った件数は4件(10.5%)で、地域ケア個別会議が個別課題の解決に対して一定の効果あると考えます。また、ケアプランの変更に至らない場合でも、医療受診や生活様式の変更など、得られた助言を実践できている事例もあることから、高齢者本人が望む自立した生活が継続できるための、自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上に結び付いていると考えられます。

ただし、提案された助言内容が、本人が望む生活と当てはまらない事例もあったことから、より高齢者本人の状況や本人の望む生活を読み解き、支援に繋げていくため会議関係者のアセスメント力を高めていく必要があります。

今後も市内のケアマネジャーを中心とした多職種が、地域ケア個別会議にて支援が受けられるよう、会議の必要性の周知と自立支援の考え方の普及を図るとともに、地域ケア個別会議を通して社会資源の情報提供を行い、幅広い選択肢が持てるよう支援体制を強化していきます。

②地域支援ネットワークの構築

地域ケア個別会議の実施回数は、令和3年度が72回、令和4年度が76回、令和5年度が65回でした(表1-1、1-2)。令和5年度は、各地域包括支援センターで実施される「自立支援型」の事例数を年間8回に引き下げたため実施回数が減少していますが、各圏域、課題解決型、自立支援型の会議を合わせると、年間10回以上の個別事例の検討により、地域の関係者が参集する機会を設けることが出来ました。

また、介護予防のための地域ケア個別会議参加者アンケート結果(表1-5、1-6)から、ケアマネジャー、助言者ともに問2-2「多職種との連携の必要性」についての項目が高得点となっていることから、会議参加者間の地域ネットワークの構築の一助となっていると考えられます。今後は参加者の固定化を防ぎ、地域支援ネットワークの推進と深化を目指していきます。

③地域課題の発見

地域ケア個別会議で把握された地域課題は、表1-3、1-4のとおりです。

令和3年度から令和5年度で把握された地域課題に大きく変化はありませんでしたが、課題解決型の会議で把握された地域課題のうち、「認知症や精神疾患、その他疾病に対する理解」は年々増加傾向にあり、今後、地域に認知症高齢者が増えていくと考えられている中で、認知症に対する地域住民の理解促進は喫緊の課題であると考えられます。

また、「課題解決型」と「自立支援型」では、地域における課題が異なっており、このことから2つの個別会議を行うことは、地域課題の抽出にとって有用であると考えられます。

引き続き地域課題の整理・分析を行い、優先順位を設け地域ケア圏域推進会議での検討、並びに課題解決に向けた取り組みを実施していきます。

(2) 地域ケア圏域推進会議

地域ケア圏域推進会議は、地域包括支援センターが実施します。地域の関係者の相互連携を高め、地域包括ケアシステムの構築に向けたネットワークの推進を図るとともに、地域ケア個別会議等を通じて把握された地域課題を地域の関係者で共有し、インフォーマルサービス^{※1}等の必要なサービス資源、住民活動等の開発に向けた検討を行います。

地域ケア圏域推進会議は、主に民生・児童委員、自治会、介護予防リーダー、社会福祉法人等が参加し、必要時医療、介護の専門職等、地域の多様な関係者が協働し、実施されます。

※1インフォーマルサービス:家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指す。

a.実績

①地域ケア圏域推進会議の実施状況

地域支援ネットワークの構築、地域づくり・資源開発のため、年間最小実施数を設定しており、各圏域で年2回、会議を実施しています。

表 2－1 地域ケア圏域推進会議の実施状況

	志津 北部	志津 南部	臼井・ 千代田	佐倉	南部	計
R3	2	2	2	2	4	12
R4	2	2	2	2	2	10
R5	2	2	2	2	2	10

②令和5年度地域ケア圏域推進会議で抽出された地域課題とその後の取り組み

表 2－2 志津北部圏域

対象 地域	目的・目標	課題	具体的な取組・ 解決策の案	その後の取組
南ユ ーカ リが 丘	個別のケア会議等で把握した地区の地域課題を、参加者と地域の現状を共有し、高齢者が地域で生活していくうえでの必要なこと等を話し合う。	地域の高齢者が集う場所がない。	高齢者のみならず、多世代で交流する場に参加できるようにする。	地域ケア圏域推進会議では、個人で介護予防に努めているという意見であった。 今後、南ユーカーリが丘自治会館でとしとらん塾など開催していく
上座 殖産	個別のケア会議等で把握した地区の地域課題を、参加者と地域の現状を共有し、高齢者が地域で生活していくうえでの必要なこと等を話し合う。	早期からわくわく体操会を立ち上げる等の活動を行ってきたが、参加者が高齢化し、参加人数も減少。若い参加者が入らない。 高齢者団体の市への補助金に関する提出書類や手続きが煩雑（会計報告等）。	高齢者のみならず、多世代で交流する場に参加できるようにする。 補助金の会計報告等の提出書類を簡素化して、高齢者でも簡単にできるような様式を検討してほしい。	定期的に地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと看護師が顔を出し、支援を継続している。

表 2-3 志津南部圏域

対象地域	目的・目標	課題	具体的な取組・解決策の案	その後の取組
中志津	個別会議で把握した地域課題を、参加者と共有し、課題解決に向けて話し合いを進める	買い物や交流の場に参加するための移動手段が十分でない。	地域の方同士の助け合い、有償ボランティアによるサービスの充実。	企業による移動販売が開始され、新たな地域の社会資源として、利便性の向上・コミュニティとしての機能を果たす役割に繋がっている。
上志津	個別会議で把握した地域課題を、参加者と共有し、課題解決に向けて話し合いを進める	困っている人の存在や潜在的なニーズをどう把握するか。	地域に潜在的な閉じこもり高齢者が多くいても、住民同士の声掛けをきっかけに解消する人がいることを共有する。	自治会、有償サービス、地域の企業等への訪問・情報交換を通じて、潜在的なニーズを把握し、支援につながったことから、今後も継続的な情報交換・実態把握に努めていく。
		通いの場に行きたくても、交通手段や体調面の問題で、通う事が出来ない人をどのように支援するか。	仲間同士で協力し合い、一緒に通える事例もある。つながりを絶やさないための取り組みを、今後も模索していく。	移動の課題を地域だけで解決することは難しく、他市町村で取り組んでいる活動について情報を収集し、関係機関と協議していく。
		通いの場に通われていた方が、通えなくなった後の支援について、どのように繋げていくか。	包括等から地域への情報発信、また、体操会・CM・民生委員等から包括へ情報を提供していただき、お互いに情報共有する。	通いの場へ赴き、代表者との情報交換を通じて、支援対象者の把握を行う。包括内でリストを作成し、個別訪問を行う。

表 2-4 臼井・千代田圏域

対象地域	目的・目標	課題	具体的な取組・解決策の案	その後の取組
王子台地区	・個別ケア会議で把握した地域課題の共有と解決に向けた意見交換及び解決方法の提案 ・地域課題の共有、参加者同士の関係づくり	移動支援	・コミュニティバスの本数、停留所を増やす。停留所にベンチを置くなど待ち時間の改善。 ・短距離移動の低額サービス。 ・移動スーパーの誘致。	地域住民・ケアマネジャーへコミュニティバスの周知を図った。 町内会と移動販売の販売場所について相談したが、現時点では会館の使用率が高く、会館横の駐車場スペースに停車することが難しい為、今回は移動スーパーの誘致について一旦保留となった。
		買い物支援		

臼井 地区	・個別ケア会議で把握した地域課題の共有と解決に向けた意見交換及び解決方法の提案 ・地域課題の共有、参加者同士の関係づくり	移動支援	・コミュニティバスなどの交通手段の拡充（主に内陸）。 ・公共交通機関利用に対する助成制度。 ・移動販売の誘致。	地域住民へ「はっちまん」のバス停追加の案内。 町内会と移動販売の販売場所について相談。令和6年3月より佐倉市内でウエルシアの移動販売が運行開始となった為、町内会や民生委員に協力して頂き、移動販売の周知を進めた。
		買い物支援		

表 2-5 佐倉圏域

対象地域	目的・目標	課題	具体的な取組・解決策の案	その後の取組
圏域全体	・地域の入浴事情について情報交換を行い、現状を把握 ・「不安のない入浴」を支援するについて一緒に考える	入浴支援が必要な方に対して、介護保険以外での社会資源が少ない。	まずは自治会単位で入浴支援のニーズ把握を始めてみる。	ミレニアムセンター佐倉の浴室が休止になり、友人などに送迎を頼める人は西部・南部地域福祉センターの浴室に行っている。経済的に余裕があれば、染井野や酒々井などの温泉施設に行っている人もいる。
圏域全体	地域の高齢者ドライバーについて情報共有を行い、現状を把握。高齢者ドライバーについて地域で考える。	免許返納後の社会資源について知られていない。また、不足している。	社会資源の啓発を行う。支援が不足している地域に対して、支援方法を検討していく。	「高齢者ドライバー」問題の根源のひとつが、「通院の足がなくなる不安がある」という仮定のもと、令和6年度第1回の圏域推進会議では、「通院・受診支援」をテーマに検討。受診前～病院までの足～診察場面～診察後の4つの場面に分け、問題になることを洗い出した。その上で、シルバー人材センター、高齢者福祉課、地域包括支援センターの意見交換会と実施し、現在モデルケースの支援に向けて調整中。
		交通ルールの啓発活動が必要。	高齢者だけでなく、住民全員で交通ルールを確認し、注意喚起を行っていく。講座等の実施等、啓発活動。	
		人との関わりを増やし、声を掛けあえる関係を作っておくことが必要。	見守りの目を増やし、お互いに声掛けが出来る関係を築く。気軽に話せる関係を作る。	

表 2-6 南部（根郷・和田・弥富）圏域

対象地域	目的・目標	課題	具体的な取組・解決策の案	その後の取組
大崎台 4・5 丁目	介護予防のための地域ケア個別会議事例を通して解決や「あったらいいな」について話し合い、住民が住みやすい地域を目指す。地域住民から意見を出していただき解決策を導き出す。	地域住民の集まる場、居場所作りとして月 2 回集会場のオープンデーを開催しているが、人が集まらない。	集会所に包括職員が出張し、地域の方が気軽に相談できる場を作る。	令和 5 年 12 月、集会所にて「安心して過ごせる大崎台と一緒に考えましょう」というテーマで地域住民の方と改めて話し合いを行った。圏域推進会議の参加者のほかにも住民 3 名が加わり、改めて地域での見守りや集会所の活用方法について話し合った。令和 6 年度は集会所管理部と文化厚生部で月に 1 度集会所にてイベントを企画。地域包括支援センターは令和 7 年 1 月に包括の役割や介護保険について出前講座を行う予定。
表町	介護予防のための地域ケア個別会議事例を通して解決や「あったらいいな」について話し合い、住民が住みやすい地域を目指す。地域住民から意見を出していただき解決策を導き出す。	区民センター他、誰でも気軽に立ち寄れ、話ができる場所がほしい。	コミュニティ活動再開や新しい企画に向け、協議していく。	地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと介護予防事業担当職員を中心に、区民センターで活動している団体の様子を見に行く。 また、地域内で移動スーパーとくし丸も開始。買い物支援だけでなくご近所のコミュニティの場と考え、町内会でチラシを回覧した。
		現在、避難場所は寺崎小だが町内に避難場所がほしい。歩いて避難できない人が多い。	改めて名簿等を作成し、独居高齢者の把握をする。	会議後町内会と市で相談をし、1 次避難所として商工会議所を使用できる事となった。町内会にて鍵の管理・避難所内の運営を行うとの事。具体的な避難所の運営方法などについては今後検討していく。
		若い世代に地域の将来像を理解してもらう。	5 年後、10 年後の表町の人口構造を見える化する。	地域の集まりにて説明をするために、表町の人口統計のデータを過去 2 年間分お渡しした。また、地域で認知症の方を見かける機会が増えたとの意見から、若い世代を含めた地域住民に対して認知症に対する正しい理解を促すことを目的に、令和 6 年度中に認知症声掛け訓練を開催予定。

b.現状評価、課題と今後の取り組み

①地域支援ネットワークの構築

地域ケア圏域推進会議の実施回数は表 2-1 のとおりです。

令和5年度の地域ケア圏域推進会議の参加者数は、151 名であり、参加者の職種は医療・福祉・介護の専門職のほか、民生・児童委員、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、ボランティア、自治会など多様な関係者が参加し開催されていることから、地域の関係者の相互関係は高まり、地域包括ケアシステムの構築に向けてネットワークの推進が図られていると考えられます。

今後は、地域ケア会議の役割や必要性について、より地域関係者の正しい理解が得られるよう、丁寧な説明と情報提供を継続していく必要があります。

②地域課題の発見、地域づくり・資源開発

令和5年度地域ケア圏域推進会議で把握された課題と、取組・解決策の案については表2-2から2-6のとおりです。

抽出された課題のうち、課題解決に向けて具体的な取り組みを行った課題が9件、現在取り組み中の課題が2件、今後取り組む予定である課題が2件であり、地域ケア圏域推進会議で抽出された全ての課題について、課題解決に向けた取り組みが実施できています。

地域のみでの解決が難しい場合には、行政機関や必民間企業との連携も必要であると考え、より地域の連携強化を図るため、引き続き地域ケア会議の役割や必要性について、地域ケア会議の場や佐倉市ホームページにて周知していきます。

(3) 地域ケア推進会議

地域ケア推進会議は、地域包括ケアシステムの推進を目的として、地域ケア個別会議、地域ケア圏域推進会議で把握された地域課題の総合調整を図り、地域づくり及び地域に必要な資源開発の検討並びに地域課題の解決に向けた施策の立案及び社会基盤の整備を行う会議です。

主に関係行政機関の職員、各地域包括支援センター及び地域の多様な関係者が協働し、市が実施します。

①令和5年度の実施状況と議題

日 時： 令和6年3月25日（月） 14 時～16 時

参加者： 市 高齢者福祉課、都市計画課、地域包括支援センター

議 題： 医療受診の場面における移動困難・移動支援について

②地域ケア推進会議での検討内容及び今後の取り組み

【目的】

令和4年度から実施している地域ケア会議において把握・検討された地域課題の内、圏域及び市全体の課題として考えられる「移動困難・移動支援」について「医療受診の場面」に焦点をあて、地域包括支援センター、高齢者福祉課、都市計画課（オブザーバー）が参加し、現状と課題の共有を図ることを目的として会議を開催しました。

【現状と課題】

一人暮らし高齢者の増加等に伴い、公共交通では対応しきれない方への移動支援の取り組みが強く求められています。買い物バスの運行など、住民主体による取り組みも一部始まっておりますが、医療機関への送迎は一人ごとの個別対応が必要であることや所要時間が長いことから負担が大きく、現状としては佐倉市シルバー人材センター等が行っている福祉有償運送のみが医療機関への移動支援を担っている状況となります。

移動の困難さを抱える高齢者は送迎を頼める家族が不在の方が多く、バス停や駅まで距離がある若しくは坂が多い等で歩いていくことが困難である、公共交通機関の設定するダイヤと受診予約時間が合わない、かかりつけ医が他市、他県にあり遠方であるなどの課題を抱えており、また、病院受付から薬の受け取りまでの時間の内、待つ時間が長く、疲れてしまうなどの体力的な問題も見受けられました。

そのほか、コミュニティバスが走っている地区では、コミュニティバスを知らない、遠回りで活用しづらい等の課題も見られました。

また、これらの課題に対する民間の取組みとしては、薬局、医療機関で無料の送迎バスや病院から駅までの乗り合いタクシーを導入している事例や、高齢者が休憩できる場所として、薬局の外に椅子を置いてもらうよう協力を仰いだところ設置いただき、活用された事例などを把握することができました。

【今後の取組み】

今後、75歳以上の高齢者数の増加により、移動支援の需要は更に高まることが予測されます。新たな移動支援サービスの実現に向け、高齢者福祉課及び地域包括支援センターにより現状の把握や課題の抽出を行うとともに、交通施策担当部局や市社会福祉協議会も交え、高齢者を支える交通施策のビジョンについて今後検討してまいります。

また、具体的施策の検討に当たっては、行政主体による移動支援サービスの提供のほか、住民主体による移動支援サービスの立ち上げ、民間の福祉施設の送迎車両等の活用など、官民が連携・協働して進める必要があり、負担が少なく継続性の高い支援の仕組みについて、関係部署・機関と連携して検討してまいります。

(詳細は令和5年度佐倉市地域ケア推進会議 会議要旨参照)

おわりに

本市における地域包括ケアシステムのさらなる推進を図るため、本報告書を地域包括ケアに関する様々な取組みに活用いただき、すべての高齢者が「住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしく生きていく」ことができるよう、引き続き、関係する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年1月 佐倉市 福祉部 高齢者福祉課

参考資料

【介護保険法】

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下この条において「関係者等」という。)により構成される会議(以下この条において「会議」という。)を置くように努めなければならない。

2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第百十五条の四十五第二項三

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

地域包括ケアシステムの構築

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/koreishafukushika/277/4992.html>

ケアマネジメント

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/02/s0223-8d2.html>

令和5年度 佐倉市地域ケア推進会議 会議要旨

https://www.city.sakura.lg.jp/material/files/group/18/R5_youroku.pdf